

第40号議案

桶川市公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例

桶川市公民館設置及び管理条例（昭和52年桶川市条例第11号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の太線で囲まれた部分をそれに対応する改正後の欄の太線で囲まれた部分に改める。

改正前						改正後							
別表（第12条関係）						別表（第12条関係）							
公民館の名称	室名	使用料(円)				備考	公民館の名称	室名	使用料(円)				備考
		午前	午後	夜間	全日				午前	午後	夜間	全日	
		午前9時から午後まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで				午前9時から午後まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時30分まで	午前9時から午後9時30分まで	
略						略							
桶川市川田谷公民館	スポーツホール	1,200	2,000	2,800	6,000	桶川市川田谷公民館	スポーツホール	1,200	2,000	2,800	6,000		
	視聴覚ホール	600	1,000	1,400	3,000		視聴覚ホール	600	1,000	1,400	3,000		
	研修室	300	500	700	1,500		研修室	300	500	700	1,500		
	調理室	400	600	800	1,800		調理室	400	600	800	1,800		
	和室	300	500	700	1,500		和室	300	500	700	1,500		
	アートスペース	1,800	2,000	2,200	6,000		アートスペース	300	500	700	1,500		
	陶芸窯を使用する場合						陶芸窯室	素焼き1回 1,500 本焼き1回 3,500				素焼き、本焼きそれぞれ窯入れから窯出しまでを1回の利用として計算する。	
	陶芸窯を使用しない場合	300	500	700	1,500								

附 則

この条例は、令和6年1月9日から施行する。

令和5年9月1日提出

桶川市長 小 野 克 典

提 案 理 由

川田谷生涯学習センター大規模改修工事により桶川市川田谷公民館に陶芸窯室を新設することに伴い、使用料の規定を改正したいので、この案を提出するものである。